

各務原市 勉強会

新型コロナウイルス感染症 & 自然災害 BCP策定勉強会

2021年6月12日 Zoom開催

各務原市

MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

WEBセミナー

2021年介護報酬改定対応

各務原市介護保険サービス事業者協議会 会員様向

協力 : 各務原市

新型コロナウイルス感染症 & 自然災害

BCP策定勉強会(ポイントと策定概要編)

Zoom オンラインセミナー

日時・開催方式

参加
無料

2021年6月12日(土) 13:45~14:45

- Zoom ID : 913 9054 2893
パスコード : 041938

概要

- 介護報酬改定に必要なBCP策定方法の概要を具体的にお話しします。
- ご参加には 会社名・ご参加者名・e-mail アドレスをご共有下さい。
アンケートをとらせていただきます。
- 具体的個別策定支援につきましては、別途ご相談下さい。



講師

あいおいニッセイ同和保険株式会社
岐阜支店 トレーニングセンター長
川瀬 隆裕
岐阜支店
青井 進吾

MS&AD あいおいニッセイ同和損保



こんな事業者様におすすめします

- 過去に策定を試みたが作成出来ていない。
- 感染症(新型コロナ)BCPの作り方がわからない?
- 自然災害BCPの作成がよくわからない?
- 介護報酬改定への影響は?
- 施設ごとのBCP策定のお手伝いをしたい。
- 新型コロナ発生時の費用に備えたい。

BCPを作成(見直し)しましょう！

2021年介護報酬改定でBCP作成が義務化(3年猶予)

7割の介護サービス事業者が未作成

■ BCP作成は難しく考えない

⇒ まず着手する 100%でなくて良い ひな形を利用

■ 策定後の 職員周知・訓練・手入れが大事

■ 不整備は「安全配慮義務」違反

利用者の家族から訴えられれば敗訴するリスクが高い

※仙台地裁H25.9判決 日和幼稚園バス津波被災事件等

■ コロナ 労災請求件数に比して認定・支給件数少ない

※福祉従事者： 請求：2,320⇒認定1,220⇒支給1,202

医療福祉RMニュース <2020 No.4>

介護事業者へのBCP義務化の動向とBCP策定について

【要旨】

- 2021年4月の介護報酬改定では、全ての介護サービス事業者を対象にBCP等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けされる見込みとなった。
- 弊社は2020年度に厚生労働省からの受託事業として、介護施設・事業所におけるBCPガイドライン（感染症対策および自然災害対策）を作成した。
- 上記ガイドライン作成や介護事業者等向けBCP策定支援事業の受注実績をもとに、感染症および自然災害を対象としたBCPの体系を中心に解説する。

1. 厚生労働省委託事業で弊社がBCPガイドラインとBCPひな形を作成

MS&ADインターリスク総研は2020年度に厚生労働省から「介護サービス類型に応じた業務継続計画（BCP）作成支援一式」事業を受託し、BCP様式のみならず、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、BCPが作成できるよう、「ガイドライン」も作成した。

ガイドライン作成過程では有識者や介護事業者職能団体の方々や検討委員会を立ち上げ、専門家のご意見・助言をいただくとともに、クラスター発生施設・事業所へのヒアリングを実施し、より有効なBCPガイドラインとすることを目的とした。

さらに、2020年12月14日付で厚生労働省老健局等の連名で、都道府県・指定都市・中核市宛に事務連絡で、「新型コロナウイルス感染症発生時」と「自然災害発生時」の2つのBCPガイドライン等が通知された。巻末にURLを記載しているので、是非とも、ご覧いただきたい。

2. 令和3年度介護報酬改定でBCP策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が義務化

3年毎に見直される介護報酬改定で、「業務継続に向けた取組の強化」として、全介護事業者を対象に下記の内容が示された。

■感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

3年間の経過措置期間を設けられているが、履行しない場合には介護報酬に影響を及ぼす可能性がある。また、ポイントは、感染症発生時のBCPと自然災害発生時のBCPの双方の策定と、それに加え、研修、訓練についても義務化が明記されたことである。介護事業者の役割で最も重要な利用者の安全確保とサービス提供・支援の継続が実現できるようBCPを策定し、さらにBCPの定着化と実効性の確保が求められているといえる。

【介護報酬】とは

- ・介護サービス事業者が利用者（要介護者または要支援者）に介護サービスを提供した場合にその対価として事業者を支払われるサービス費用をいう。
- ・介護保険法上で、厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聞いて定める。



3. 感染症BCPと自然災害BCPとの違い

感染症発生時のBCPと自然災害発生時のBCPの策定については、下記にまとめた相違があるため、BCPは感染対策と自然対策と分けて策定することが望ましい。

項目	新型コロナウイルス等感染症	地震・水害等自然災害
業務継続の方針	・感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決定 ⇒正確な情報を基に的確に判断	・できる限り業務の継続・早期復旧を図る ・サービス形態を変更して業務を継続
被害の対象	・主として、「人」への健康被害が大きい ⇒業務継続は、主に人のやりくりの問題	・主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい
地理的な影響範囲	・被害が国内全域、全世界的となる	・被害が地域的・局所的
被害の期間	・長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難	・過去事例等からある程度の影響想定が可能
被害発生と被害制御	・海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ・被害量は感染防止策により左右される ⇒感染防止策が重要	・主に兆候がなく突発する ・被害量は事後の制御不可能

厚生労働省「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症の業務継続ガイドライン」から弊社にて加筆

4. 社会福祉施設におけるBCP策定の体系（フレームワーク）

感染症BCPと自然災害BCPの主な違いは前記3.のとおりであり、BCPは分けて2つ策定しておくことが望ましいが、BCPに記載すべき基本フレームは共通である。そのポイントは、下記の4つである。BCPにおいては体制づくり、報告・連絡・共有等の情報管理、業務の調整が重要となる。

- <1> 正確な情報集約と判断ができる体制を構築
- <2> 「事前の対策」と「緊急時の対策」に分けて、同時にその対策を準備
- <3> 業務の優先順位の整理、その方法の調整
- <4> 計画を実行できるように普段からのBCPの周知・研修、訓練

次頁に感染症BCPと自然災害BCPの必要項目を全体像としてフローチャート化したので、BCP策定の際の参考として活用いただきたい。

（次ページのスライドは、厚生労働省研修会用スライドを弊社にて一部修正。）

1) 感染症BCP

1. 感染症（新型コロナウイルス等）BCPの体系		
体制構築	事前の対策 (今なにをしておくか)	感染発生時の対策 (どう行動するか)
1. 総則 (1) 基本方針 (2) 体制構築・整備 (3) 感染防止対策 ①感染情報の収集 ②利用者・職員への情報管理 ③出入り者の記録確認 ④滞在リストの作成 (4) 優先業務の選定 ①優先する業務 ②優先する業務 (5) 研修・訓練の実施 BCPの検証・見直し ①研修・訓練の実施 ②BCPの検証・見直し	2. 平常時の対応 (1) 感染防止の徹底 ①持ち込まない、広げない、持ち出さない ②「三密」の回避 (2) 標準防止策の徹底 ①マスク着用（ノーリーサルマスク） ②手洗い・手指消毒・適切な換気 (3) 情報の共有・連携 ①情報共有範囲の確認 ②感染ルールの確認 ③報告先及び作成・更新 (4) 職員対応（事前調整） ①出勤情報の事前管理 ②職員の移動経路の共有 ③相談窓口の設置 (5) 防護具・消毒薬等の備蓄品の確保 ①確保先・在庫量の確認、備蓄 ②委託業者の確保 (6) 業務調整 ①運営基準と責任の確認 ②業務内容の見直し	3. 緊急時の対応 (1) 感染（疑い）者の発生 ①健康観察 (2) 初動対応 ①第一報 ②感染疑い者への対応 ③消毒・清掃等の実施 (3) 受診/PCR検査対応 (4) 感染拡大防止体制の確立 ①保健所との連携 ②濃厚接触者への対応 (消毒・個室管理・ゾーニング) (5) 職員の確保 ①事業所内での勤務調整 ②法人内での人員確保 (6) 防護具・消毒液等の確保 (7) 情報共有 ①利用者・家族との情報共有 (8) 業務内容の調整 ①提供サービスの後削 (整理、変更、縮小、中止) (9) 情報発信 ①モットー・イシュー等への公表 ②入院までの準備・対応

収束

2) 自然災害BCP

2. 自然災害（地震・水害等）BCPの体系		
体制構築	事前の対策 (今なにをしておくか)	被災時の対策 (どう行動するか)
1. 総則 (1) 基本方針 (2) 推進体制 (3) リスクの把握 ①ハザードマップ等の確認 ②被害想定 (4) 優先業務の選定 ①優先する業務 ②優先する業務 (5) 研修・訓練の実施 BCPの検証・見直し ①研修・訓練の実施 ②BCPの検証・見直し	2. 平常時の対応 (1) 建物・設備の安全対策 ①人が滞在する場所の耐震補強 ②設備の耐震措置 ③水害対策 (2) 電気が止まった場合の対策 ①自家発電機が設置されていない場合 ②自家発電機が設置されている場合 (3) ガスが止まった場合の対策 (4) 水道が止まった場合の対策 ①飲料水 ②生活用水 (5) 通信が麻痺した場合の対策 (6) システムが停止した場合の対策 (7) 衛生面（トイレ等）の対策 ①トイレ対策 ②汚物対策 (8) 必要品の備蓄 ①在庫量、必要量の確認 (9) 資金手当て	3. 緊急時の対応 (1) BCP発動基準 (2) 行動基準 (3) 対応体制 (4) 対応拠点 (5) 安否確認 ①利用者の安否確認 ②職員の安否確認 (6) 職員の集結基準 (7) 施設内外での避難場所・避難方法 (8) 重要業務の継続 (9) 職員の管理 ①外出 ②泊り ③勤務シフト (10) 復旧対応 ①設備箇所の確認 ②業者連絡先一覧の確認 ③情報発信

復旧

MS&ADインターリスク総研ではBCPの策定支援プログラムは、①セミナー型研修、②ワークショップ型講座、③個別相談など、介護事業者等のニーズに合わせ複数のコンサルティングメニューを用意している。2020年度は自治体からの受託事業として、数多くの介護事業者等へBCP策定支援を行っている。

介護事業者等の多くは、「そもそもBCPとは?」、「防災計画や避難確保計画との違いは?」、「BCPには何を盛り込めばいいの?」といった疑問を抱えており、それらの疑問に丁寧に対応している。何より、介護事業者等にはBCP策定に関して相談相手を求めている現状がある。そのため、BCPの策定・運用方法や訓練の手法に行き詰った際は外部の専門家を活用することも有効な方策として検討いただきたい。

厚生労働省HPに掲載されているBCPガイドライン・様式（ひな形）等を有効に活用いただき、介護事業者等においてBCPが定着することを切に願う。

MS & ADインターリスク総研 リスクマネジメント第四部
 医療福祉マーケットグループ
 上席コンサルタント 岡本 慎一

参考文献

- 1) 厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインなど」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/sunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html
- 2) 令和3年度介護報酬改定の主な事項について（社保審一介護給付費分科会、第199回（R3.1.18）資料1）※1
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16033.html
- 3) 厚生労働省「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。

医療福祉分野におけるリスクマネジメントに関するコンサルティング・セミナー等も実施しておりますので、お問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、または三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

現在、弊社では福祉事業所向けに以下のメニューを用意しています。

- リスク診断サービス「リスカバリー」
- 水害対策サポートサービス
- 感染者発生前の準備チェックリスト
- Web会議システムを使用したコンサルティング

お問い合わせ先
 MS & ADインターリスク総研
 リスクマネジメント第四部 医療福祉マーケットグループ
 千代田区神田淡路町2-105 TEL:03-5296-8976/FAX:03-5296-8941
<https://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/ Copyright MS & ADインターリスク総研 2020

医療福祉RMニュース <2021 No.1>

介護報酬改定で介護事業者がBCPに関して求められること

【要旨】

- 令和3年度介護報酬改定で介護事業者がBCPに関して求められる取組の解説
- 介護施設・事業者におけるBCP作成状況
- 弊社のBCP作成支援プログラムの紹介

1. 介護報酬改定でBCP策定（業務継続計画）に求められる取組

前号（2020 No4）では、令和3年度の介護報酬改定で、「業務継続に向けた取組の強化」として、全介護事業者を対象に業務継続計画（以下BCP）の策定等の義務化が下記のとおり示されたことを説明した。今号では「介護事業者がBCPに関して求められる取組」について解説する。

■感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

① BCPの策定

施設・事業所で新型コロナウイルス感染症発生時（疑い者を含む）の対応項目を定めたBCPと地震・水害等発生時の対応項目を定めたBCPの双方を作成することが義務化された。BCP作成の目的は、「感染症や自然災害が発生した際にも、適正な対応をおこない、①利用者へのサービス提供を継続的に実施すること、②非常時の体制で早急に業務再開を図ること」とされている。また、各BCPに盛り込むことが必要な項目が例示された。

BCPに必要とされる項目の例示	
自然災害	感染症
1. 平時の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・建物・設備の安全確認 ・電気、水道等のライフラインが停止した時の対応 ・必要時の備蓄 	1. 平時からの備え <ul style="list-style-type: none"> ・体制構築、教育 ・感染症発生に備えた検体の検出 ・従業員への教育
2. 緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・BCPの周知徹底 ・対応体制 	2. 初期対応
3. 事後対応及び関係者の連携	3. 感染拡大防止策の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・施設内での訓練 ・濃厚接触者への対応 ・関係者への情報共有

・想定される災害は地域によって異なるため、項目は業務に応じて設定すること。
 ・災害と感染症のBCPを一体的に策定することはない。

※「弊社作成」

これらの項目は厚生労働省が作成したガイドラインおよびひな形に掲載されているため、ガイドライン等を参考に作成いただきたい。なお本ガイドライン等の作成にあたっては弊社も事業受託会社として支援させていただいた。

② BCP研修の実施

作成したBCPの具体的な内容を職員間で共有するためにBCPに係る研修を年2回以上実施することが求められた。新入社員の入職時研修の際にも実施し、研修実施の記録を残すことも必須とされた。

③ BCP訓練の実施

想定した出来事（感染症や自然災害）が発生した際に、迅速に行動できるように、①施設内の役割分担の確認 ②対応策の演習 などの訓練を年2回以上実施することが求められた。机上訓練によるシミュレーション、実地での訓練、さらに机上と実地の訓練の組み合わせなど手法は問わないとされている。

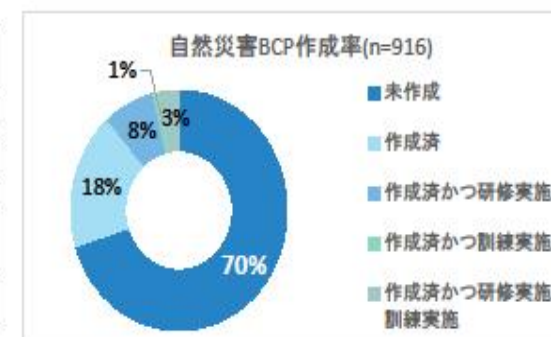
BCP作成の最大の目的は、「利用者の生命を守ること」であり、そのためにはBCPを作っただけで終わらず、自施設の実情を反映させて作成し、定期的にBCPを見直す必要がある。さらに、訓練を通じて課題を洗い出し、作成したBCPの実効性を高めていくことも必要である。これらの観点からも、介護報酬改定でBCPの作成のみならず、研修、訓練の実施が義務化されたことは、当然の流れともいえるだろう。

2. 介護施設・事業所等におけるBCP作成状況

介護報酬改定でBCP策定等が義務化となったが、実際の介護施設・事業所におけるBCP作成状況について、以下に示す。本データは、昨年度弊社が自治体や業界団体より委託を受けて行ったBCP作成支援研修時に実施した介護事業者等へのアンケート結果を集計したものである。

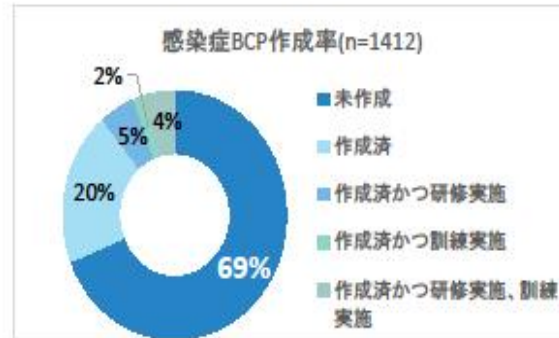
① 自然災害BCP作成状況 注）研修参加前のBCP作成状況

自然災害BCP	n
未作成	643
作成済	169
作成済かつ研修実施	69
作成済かつ訓練実施	10
作成済かつ研修実施、訓練実施	25
全体	916

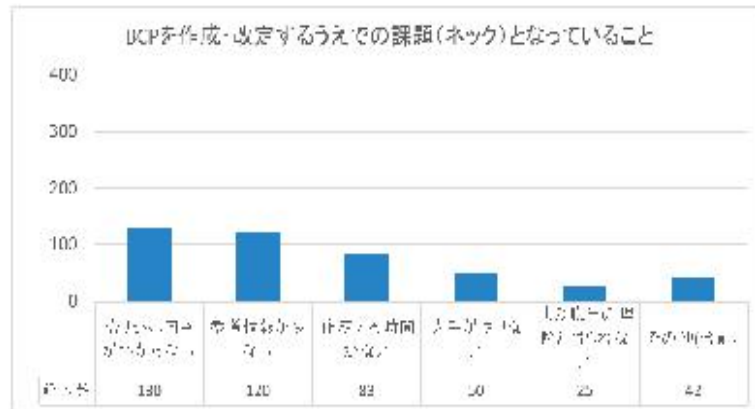


② 感染症BCP作成状況 注) 研修参加前のBCP作成状況

感染症BCP	n
未作成	974
作成済	282
作成済かつ研修実施	72
作成済かつ訓練実施	23
作成済かつ研修実施、 訓練実施	61
全体	1412



③ BCPを作成・改定するうえでの課題(ネック)となっていること(複数回答)



「盛り込む内容がわからない」「参考情報が少ない」については厚生労働省HPにガイドラインやひな形が示されているので、これらを参考に自施設の実情にあったBCPを作成いただきたい。また、「他の職員の理解を得られない」については自然災害・感染症BCPごとにサービス類型に応じた研修動画が掲載されているので、施設内でBCP作成の重要性の理解と共有(ベクトル合わせ)に効果的にご活用いただきたい。

3. MS&ADインターリスク総研の介護施設・事業所向けBCP作成支援プログラム

弊社は厚生労働省介護施設・事業者向けBCPガイドライン作成支援事業や自治体や社会福祉協議会主催の福祉事業者向けBCPの作成支援事業支援の実績から、介護施設・事業者のニーズに合わせた複数の支援メニューを用意している。

プログラム	方法	内容の説明	目安時間
1 講座 BCP総論	講義形式 WFR対応可	<ul style="list-style-type: none"> 介護施設・事業者におけるBCPの必要性や考え方、作成の意義をご理解いただくことを目的に、すべての事業者が習得すべき基本事項を解説します。 「感染症」と「自然災害」に関連する内容です。 	70分 ～ 90分
2 講座 BCP各論	講義 +個人ワーク形式 WFR対応可	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の「介護施設・事業者における業務継続ガイドライン」に基づき「ひな形」を活用し、作成方法を解説します。 重要項目に関しては、参加者がその場での形式に記載する個人ワークを取り入れ、習熟後に一定のBCPが作成できる内容となっています。 「感染症」と「自然災害」の種類のメニューをご用意しており、組み合わせることも可能です。 	各60分 ～ 90分
	or 講義 +グループワーク形式	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の「介護施設・事業者における業務継続ガイドライン」に基づき「ひな形」を活用し、作成方法を解説します。 グループワークを通じて他事業者の対応方法などを共有する機会にもなり、参加者からも大変好評です。 「感染症」と「自然災害」の種類のメニューをご用意しており、組み合わせることも可能です。 	各120分 ～ 180分
3 相談会	面談形式 WFR対応可	<ul style="list-style-type: none"> BCPの作成、見直し、研修や訓練などの悩みについて、経験豊富なアドバイザーがマンツーマンで相談に応じます。 	1事業者 70分 ～ 90分
4 机上訓練 (シミュレーション)	講義 +グループワーク形式	<ul style="list-style-type: none"> 模擬事例を基に、カードを用いて次々と状況変化を与えながら、緊急時の対応をグループワーク形式で演習し、講師が巡回してアドバイスします。 訓練の内容は各施設・事業所での訓練にも活用できるのが特徴です。 「感染症」と「自然災害」の種類のプログラムをご用意しており、組み合わせることも可能です。 	各120分 ～ 180分

①BCP総論でBCP作成の基礎的な事項をご理解いただいたうえで、②の講座で感染症、自然災害BCPそれぞれ作成のポイントを解説し、演習を行う講座の活用をおすすめしている。また、これまでの自治体を通じた作成支援事業では、①②の講座を実施後、個々の事業者にマンツーマンで作成や見直しについて「相談会」を開催するフローがBCP作成の実効性が高まると好評である。

次に、これらのプログラム参加者の声を紹介する。

【参加者の声（要約）】

1. 作成への意識向上
 - ・平常時の対応、緊急時の対応のまとめ等がわかりやすく良かった。BCPの必要性が理解できた。
 - ・BCPの基本的な考え方を他施設の事例もふまえながら話して頂いたので、実感が湧いた。
 - ・取り組まなければならないことはわかっていたが、最初の一步目が踏み出せなかったのが、とても参考になる話を聞くことができた。
 - ・片手間でできないという認識だったが、今回の研修受講で頑張ればできるという自信が少しつきました。
 - ・シンプルにわかりやすい説明で必要な対策などを学ぶことができました。当施設は大きい施設なので、作成し検証していくことがかなり大変だと感じました。しかし義務化になると、入居者・職員の生命や地域の方の受け入れなど社会福祉法人としてしっかりと行えるよう努力していきたいです。
2. 見直し、訓練の必要性
 - ・ひな形は有効に活用させていただきます。また、BCPに基づく訓練・シュミレーションが必須になる旨など、大変参考になりました。
 - ・作成のみで、訓練すら実施できていなかった。PDCAサイクルを確認しながら対応していきたい。
 - ・BCPを作成するだけでなく、職員に周知し、訓練すること、訓練して課題を見つけ、改善していくことが大切だ、と感じた。
3. オンライン受講について
 - ・WEB会議（Zoom）での開催で感染リスクを気にせず参加することができ、よかった。
 - ・オンラインで2名で参加しましたが、受講しながらあれこれ話し合えたこともよかった。

など

2021年度介護報酬改定でBCP作成が3年間の経過措置を設けて義務化となった。しかしながら、介護サービスの現場では、約7割の事業者が未作成であることが明らかとなっている。そのため、弊社では「何故BCPの作成が必要なのか？」という作成の目的から、感染症BCP、自然災害BCPの想定に応じた作成のポイントを簡潔かつ丁寧に伝え、介護事業者へBCPに関する支援を実施している。利用者の命を守るための備えとしてBCP作成の第一歩を押し進めていただくことが現時点では大切であると考えている。厚生労働省HPに掲載されているBCPガイドライン・ひな形等を有効に活用いただき、介護事業者等においてBCPが定着することを切に願う。

最後に、セミナー等でお伝えさせていただいている言葉を引用させていただく。

『利用者や職員を守るのは「みなさま」です。

できることから、あわてず、いそいで、すぐに、はじめましょう。』

MS&ADインターリスク総研㈱ リスクマネジメント第四部
医療福祉マーケットグループ
上席コンサルタント 岡本 慎一

参考文献

- 1) 厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインなど」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/hunyo/hukushi_kaigo_kaigo_kouseisha/taisakumatome_13635.html
- 2) 令和3年度介護報酬改定の主な事項について（社保審一介護給付費分科会、第199回（R3.1.18）資料1）※1
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16033.html
- 3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準について（厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000076613_00001.html
- 4) 厚生労働省「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

MS&ADインターリスク総研株式会社は、MS&ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。

医療福祉分野におけるリスクマネジメントに関するコンサルティング・セミナー等も実施しておりますので、お問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、または三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

現在、弊社では福祉事業所向けに以下のメニューを用意しています。

- リスク診断サービス「リスカバリー」
- 水害対策サポートサービス
- 感染者発生前の準備チェックリスト
- web会議システムを使用したコンサルティング

お問い合わせ先

MS&ADインターリスク総研㈱
リスクマネジメント第四部 医療福祉マーケットグループ
千代田区神田淡路町2-105 TEL:03-5296-8976/FAX:03-5296-8941
<https://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright MS&ADインターリスク総研 2021

弊社のBCPサポート

- ① 感染症BCPのひな形をご提供
(紹介動画有) 解説書もご提供
- ② 自然災害BCPひな形をご提供
ご希望の法人・施設への策定勉強会を実施
※個別ご相談下さい
- ③ 防災・BCP策定に役立つアプリ・ツールのご提供
c mapアプリ / ハザード情報レポート
- ④ 毎月Webセミナーを開催しています。
6/16 7/17

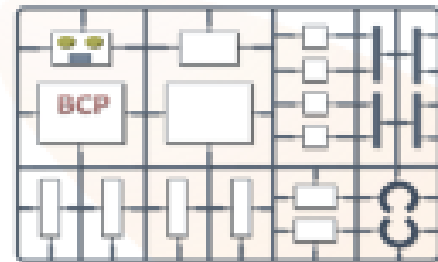
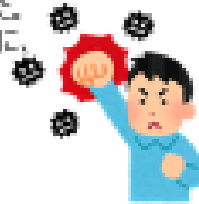
感染症BCPキットくん

感染症BCPキットくんのご案内

『オリジナル!』『機能する!』感染症BCPが作成できます!

「感染症BCPキットくん」とは...

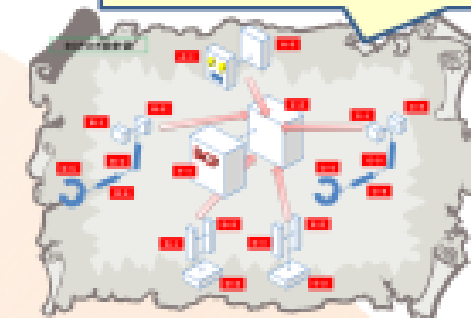
2019年12月、中国・武漢での新型コロナウイルスの発生後、同ウイルスは世界的に感染が拡大し、WHOはパンデミックを宣言、日本国内においては4月に緊急事態宣言が発出されました。様々な企業などからの「事業継続計画（BCP）の雛形がほしい」といった声にお応えするために、この作成支援ツールを開発しました。この作成支援ツールは感染症BCPの「パーツ」と「設計図」をセットにしたものです。解説と枠組みを参照し、「組み立てていくと完成する...」という作りになっています。



感染症BCPの「パーツ」を...

感染症BCP策定キット = パーツ + 設計図

「設計図（手引き）」を参照しながら組み立てていくと...



感染症BCPが完成!

BCP 雛形	①感染症対応マニュアル BCP雛形【本編】	感染症を想定した緊急時対応、平常時対応等について、企業が準備すべきマニュアル(BCP雛形)です。	感染症BCPキットくん かんたん紹介動画 感染症BCPキットくんの概要と資料について簡単に説明した動画です。パスワードは「ad6354」です。QRコードまたはURLからご覧ください。 https://reg18.smp.na.jp/regist/ts?SMPPFORM=ph-na-lcmind-cfd3aa552040e56a916b3a82cb641498
	②感染症対応マニュアル (様式集)	主に緊急時に使用する様式を別冊にまとめたものです。	
解説書	③作成の手引き	雛形を使用して、BCPを完成させる解説書です。	

※本チラシは感染症BCPキットくんの概要をご説明したものです。詳しくは下記の代理店・業者または弊社までお問い合わせください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 【お問い合わせ先】

MS&A INSURANCE GROUP

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

感染症対応マニュアル（BCP）

雛形（老人福祉施設向け）

<留意点> アレンジの際は、このテキストボックスは削除ください。

- 本フォーマットは「雛形_本編」です。
- 老人福祉施設を想定した「雛形」です。
- 別途ご提供する「雛形_様式集」と合わせてアレンジください。
- 具体的なアレンジ方法は、別途提供する「作成の手引き」をご参照ください。

施設名

自然災害（地震・水災）BCP策定研修会実施はお申し出下さい！

介護事業者向け

BCPキットくんのご案内

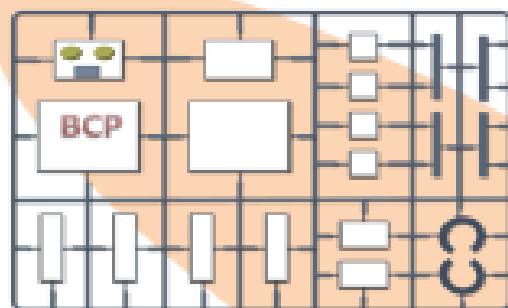
『オリジナル！』『機能する！』地震・水害BCPが作成できます

blankform

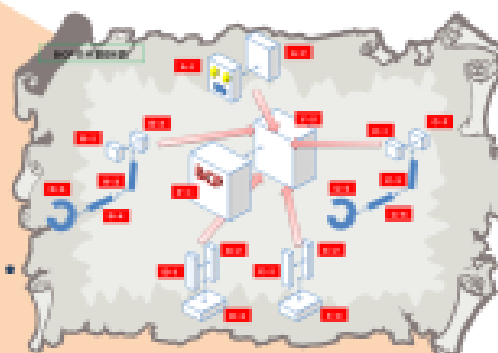
地震・水害 BCP作成キット

「介護事業者向けBCPキットくん」とは

平成23年3月の東日本大震災以降、様々な組織において災害対策の認識が高まりました。福祉施設も例外ではなく「事業継続計画（BCP）の雛形ほしい」など多くのご相談をいただきました。私たちは、こうした声にお応えするために今回、本キット（BCPキットくん）を作成致しました。このキットは地震・水害BCPの「パーツ」と「設計図」をセットにしたものです。解説と枠組みを参照し、「組み立てていくと完成する…」そのようなキットになっているかと存じます。是非ともご利用願います。



地震・水害BCPの「パーツ」を...



「設計図（解説）」と「枠組み」を参照しながら組み立てていくと...

名称	概要	内容
BCP	BCP策定	大規模な自然災害・地震発生、津波発生、水害発生に備えて実施されるBCPの策定となる。BCP策定は、事業継続計画（BCP）の策定である。BCP策定は、事業継続計画（BCP）の策定である。BCP策定は、事業継続計画（BCP）の策定である。
パーツ	BCP策定	BCP策定は、事業継続計画（BCP）の策定である。BCP策定は、事業継続計画（BCP）の策定である。BCP策定は、事業継続計画（BCP）の策定である。
設計図	BCP策定	BCP策定は、事業継続計画（BCP）の策定である。BCP策定は、事業継続計画（BCP）の策定である。BCP策定は、事業継続計画（BCP）の策定である。

BCP策定キットの活用イメージ

BCP策定キットの活用イメージ

BCP策定キットの活用イメージ

地震・水害BCP策定キット = パーツ + 設計図

地震・水害 BCPが完成！



防災・減災に役立つcmapアプリをご利用ください！

cmap（シーマップ）は台風・豪雨・地震による建物被害をリアルタイムで予測する世界初（※）のウェブサイトです。（※2019年6月当社調べ）
台風は上陸前から（最大7日先まで）、豪雨・地震は被災直後に予測・公開することで誰でも被害規模の早期把握が可能です。

◆郵便番号登録画面



郵便番号を2地域登録可能

◆災害に関する緊急情報通知



位置情報に基づき災害時の緊急情報（アラート）を通知

◆避難場所の表示



位置情報により現在地周辺の避難場所情報を地図上に表示

◆cmapアプリの特徴

- 災害に関する緊急情報（※1-2）を通知
 - 近隣の避難場所等（※3）をマッピング
 - 2地点の郵便番号登録が可能
 - ダウンロードも簡単
 - 当社ホームページにもリンク
- ➡ 位置情報に基づきピンポイントの情報をスマートフォンに通知します！
 - ➡ 手軽に確認ができて外出先でも安心です！
 - ➡ 離れた場所にいるご家族・知人の災害対策に！
 - ➡ ダウンロードは無料（※4）、個人情報の登録も不要です！
 - ➡ 大規模災害発生時はホームページの事故受付もご利用可能！

※1 気象庁発令の緊急警報等や、自治体等が発信するアラート等の情報です。アラート等の詳細は総務省ホームページをご覧ください。
→ http://www.soumu.go.jp/menu_saisaku/ict/saisaku/ict/ryou/02/ryubu06_03000032.html
※2 緊急情報は郵政庁単位で配信します。（例：東京都内の郵便番号を登録した場合東京都の情報が通知されます）
※3 自治体の緊急指定避難場所や緊急避難場所等の情報を表示します。ご利用地点でありし正確なデータは限りませんので、自治体の公表する情報も確認の上、自らの判断で避難行動をとってください。
※4 アプリのサービス利用料は無料です。ただし、本サービスに不可欠な通信料は利用者の負担となります。

注：本ウェブサイトで表示する被災建物数等の結果はシミュレーションによる予測結果であり、その結果が実際の被災建物数と一致することを保証するものではありません。分析結果は警報や注意報に類するのではなく、避難の判断基準に使用するものではありません。

◆メインページ（cmap）



※画面イメージ

■ 建物の被害をリアルタイムで予測
市区町村別に被災建物数と被災率の予測結果が表示されます。台風は上陸前から（最大7日先まで）の予想進路と建物被害予測結果を表示しますので、早くから備えることが可能です。

■ 警戒レベル4・5相当地域の表示
気象庁が防災気象情報を発令した場合、該当地域を数秒間明滅後、着色します。該当地域をタップすると内容が表示され、有事の際の参考情報となります。（予測ではなく、リアルタイムの情報です）

■ ハザードマップ（洪水・土砂危険・土砂警戒）の表示
3種類の洪水・土砂に関連するハザードマップを、メニューで選択して表示します。有事の際は、警戒レベル4・5相当の表示と重ね合わせることで危険な地域が一目で分かります。

■ 現在地+登録済みの2地点の表示切替
「現在地」「郵便番号①」「郵便番号②」をタップすると、それぞれの地域のcmap画面に遷移します。郵便番号の登録は何度でも変更することが可能です。

■ 防災情報と「あいおいニッセイ同和損保からのお知らせ」
プッシュ通知で配信された情報を時系列で確認できます。登録地域にかかわらず、全国の情報が表示されます。当社から発信したお知らせの履歴も、同様に確認できます。

ダウンロードはこちら→



いざという時の情報を受け取るために...

- 位置情報の使用を許可してください
- 通知を許可してください



※スマートフォン・タブレット共通です



経営者の皆さまへ

MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

自然災害へのリスク対策は万全ですか？

地震



津波



台風



洪水



土砂崩れ



提供：国土交通省近畿地方整備局 総務省消防庁ホームページ

猛威を振るう自然災害が多発！



他人事じゃないぞ！第1工場は川のそばだったな…。
第2工場の裏には山があったはずだし、
第3工場は海までそう遠くないところだったはずだ…

企業様ご自身のハザード情報は お持ちですか？

裏面へどうぞ！

貴社の「ハザード情報レポート」を無料でご提供します！

ハザードマップのリスク情報が「豪雨」「地震」などの被災状況と一致することがわかりました！

◆平成30年7月西日本豪雨



◆倉敷市のハザードマップと浸水域はほぼ重なる



以下の 5つのリスク についてのハザード情報が掲載！

地震情報

- ゆれやすさ
- 今後30年間に想定震度の揺れに見舞われる確率
- 活断層情報

津波情報

- 津波による浸水深・首都直下地震時、南海トラフ巨大地震時の想定浸水深

洪水情報

- 洪水による浸水深
- リスクの高低
- 対象地の標高値

土砂災害

- 土砂災害の可能性
- リスクの高低

台風災害

- 台風災害に見舞われる危険度を分析

SAMPLE

地図と写真をふんだんに使用し、ビジュアル的でわかりやすい内容になっています。企業を取り巻く自然災害の潜在リスクが理解できます。

QS30

介護保険制度改正

義務化のポイントと 事故防止体制強化について

—運営基準改正と加算創設への対応策全て教えます—

日時

2021年6月16日（水）15:00～17:00

参加
無料

Webセミナー Webex Eventによるオンライン配信セミナー

セミナー概要

みなさまご存知の通り、2021年4月の介護保険制度改正において、感染対策、災害対策BCPの策定とともに、「介護保険施設におけるリスクマネジメント強化」が打ち出されました。具体的には、運営基準の「事故発生の防止」条項（猶予6カ月）と「虐待の防止」条項（猶予3年）の義務化と「安全対策体制加算」の創設です。早急に対応を要するのは「事故発生の防止」条項義務化への対応です。

本セミナーでは6カ月先の実施が迫る、「事故発生防止」条項の義務化と「安全対策体制加算」創設への具体的な対応策について、詳細に検討し解説します。また、現時点で具体的な実施内容が示されていない監査などの対応などについては、専門家による検討を踏まえて具体策を解説します。

講師

山田 滋 氏 株式会社安全な介護 代表取締役

川村 亜希 氏 株式会社安全な介護
介護と福祉のリスクコンサルタント



受講方法

- ①下記URLまたは右記QRコードから申込フォームへアクセス下さい
<https://tinyurl.com/AD0618-WEBEX>
 - ②必要事項に入力していただきましたら【送信】を押してください
*ご参加には「e-mail アドレス」が必要となります
*「申込コード」欄へは「RJJ66」とご入力ください
 - ③申込後、当日参加用のURLが記載されたメールが届きましたら登録完了となります
セミナー当日は、開催時間の30分前から接続可能です
開催時間の間際になると回線が込み合う可能性もございます。早めの接続をおすすめしております
- ※ Webex EventはCisco社が提供する世界で利用されているWebイベント用システムです。パソコンやタブレットで参加の方はアプリのダウンロードを必ずご覧いただけます。
また、参加者の顔や名前は非公開のオンラインイベントで安心して参加いただけます。



MS&AD あいおいニッセイ同和損保

セミナーのポイント

運営基準の改正「事故発生の防止条項」の義務化

- ①改正のポイント ・対象施設 ・経過措置 ・減算対象となる義務化の項目など
- ②具体的対応策 ・指針の整備 ・委員会の設置開催 ・職員研修の実施 ・担当者の配置
- ③監査への対応

「安全対策体制加算」の創設

- ①加算創設のポイント ・対象施設 ・加算の要件 ・加算の対象となる範囲
- ②加算要件の詳細検討
・安全対策部門の設置 ・外部研修を受けた担当者を配置
・組織的に安全対策を実施する体制を整備
- ③施設における具体的対応方法
・安全対策部門とは？ ・外部研修とは？ ・組織的な体制整備とは？



講師プロフィール



株式会社安全な介護 URL: <http://www.anzen-kaigo.com/>
代表取締役 山田 滋 氏 (あいおいニッセイ同和損保 専任アドバイザー)
2000年4月より介護・福祉施設の経営企画・リスクマネジメント企画立案に携わる。2006年7月より株式会社インターリスク総研 主席コンサルタント。
2013年4月よりあいおいニッセイ同和損害保険株式会社 市場開発グループ次長 介護リスクマネジメント企画担当。同年5月末退社。『安全な介護実践研究センター』設立。
2014年6月『株式会社安全な介護』として法人化。代表取締役に就任。現在に至る。



介護と福祉のリスクコンサルタント 川村 亜希 氏

訪問介護事業所株式会社コーヨーでサービス提供責任者、特別養護老人ホームで生活相談員と介護支援専門員を兼務。2008年4月より湘南医療福祉専門学校介護福祉課専任教授を務め、社会福祉法人育成会の研修センターにてセンター長も務める。
2018年12月より同社のリスクマネジメントセミナー講師も兼任。



セミナー参加方法、当日の接続方法については、下記ガイドをご参照下さい

http://adchihouseisei.sakura.ne.jp/WEBEX_sannka.pdf

- 講演録やアットでの印刷中継等は固く禁止させていただきます。発見された場合はご遠慮ください。
- 本セミナーの受講にあたっての推奨環境は「WEBEX」に依存します。受講者の方のお手持のPCなどの設定や通信環境が受信の状況に大きく影響いたします。接続ができない場合は「Webex Meetings Suite システム要件」<https://help.webex.com/ja-jp/ink3xru/Webex-Meetings-Suite-System-Requirements>をご確認ください。



※本セミナーの企画・開催について
ご記入いただいた情報は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(関連会社)・株式会社代理店(株式会社)の各情報サービスのご案内、及び各種業務向けに運営管理に活用させていただきますのでご了承ください。

弊社記入欄

支店・課支社	株式会社	課支社コード	RJ00	営業担当	
代理店・部署		代理店コード		業種	
備考					

お問合せ先

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 担当：川浦
E-mail: takahiro-kawaaura@aioinissaydowa.co.jp

MS&AD あいおいニッセイ同和損保

オンライン配信セミナー 自然災害・感染症BCP作成 のポイント

2021年度の介護報酬改定で義務化されたBCP策定と訓練の実施について
これからやるべきこと、考えることをわかりやすく解説！

無料

WEB

2021年7月13日(火)
14:00~15:45

義務化の他にも予測されるリスクに対しての備えが足りずに被害が悪化した際の安全配慮義務違反による訴訟など、福祉事業所のリスクマネジメントの重要性が増えています。
今回は自然災害、感染症BCPに共通する7つのポイントを事例等をお伝えします。
BCP策定済の事業所もこれからBCP策定する事業所のどちらも実践に繋がられる内容をお伝えします。

受講方法

①下記URLまたは右記QRコードから申込フォームへアクセス下さい

<https://is.gd/0713AD>

②必要事項に入力していただき【送信】を押してください

*ご参加には「e-mail アドレス」が必要となります

*「申込コード」欄へは「**RJJ66**」とご入力ください



③申込後、当日参加用のURLが記載されたメールが届きましたら登録完了となります
セミナー当日は、開演時間の30分前から接続可能です
開催時間の間際になると回線が込み合う可能性もございます。早めの接続をおすすめしております

お申込み・お問い合わせは下記までご連絡ください

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 岐阜支店

E-mail: takahiro-kawaura@aioinissaydowa.co.jp
担当: 川浦

MS&AD あいおいニッセイ同和損保

お伝えしたい7つのポイント

1. 組織体制
2. リスクアセスメント
3. 結果事象
4. 方針
5. 優先事業と優先業務
6. タイムライン
7. 運用

どんなことに
注意して作
成するの？

非常時って
何がおきる
の？

BCPって今
あるのでは
ないの？

平常時にし
ておくべきこ
とは？

講師紹介

株式会社CoAct (カブシキカイシャコアクト) URL: <https://coact1.jimdo.com/>
代表取締役 渡嘉敷 唯之 氏

(略歴)

主任介護支援専門員、福祉士 防災主任介護支援専門員、福祉士 防災主任介護支援専門員など重要心身障がい者施設や住宅介護支援事業所の仕事など福祉の仕に従事。東日本大震災がきっかけで福祉事業所の災害支援を始める。
主に福祉事業所対象にBCPの策定やBCM体制構築のアドバイスを提供。その他、社会福祉法人と地域の連携防災、福祉事業所のチームマネジメント支援なども行う。日本財団の被災地支援や地域対象の訓練や研修のスタッフ等も担当。
仕事とは別で被災地支援も行う。(常総市水害、九州北部豪雨、熊本地震、西日本豪雨等)



セミナー参加方法、当日の接続方法については、下記ガイドをご参照下さい

http://adchihouseisei.sakura.ne.jp/WEBEX_sannka.pdf



・録画録音やチャットでの録音・閲覧は固く禁止させていただきます。発見された場合はご退席いただく場合もございます。
・本セミナーの受講にあたっては、お申し込みいただいたWebex IDに依存します。受講者の方のお手元のPCなどの設定や運用環境が受講の妨げに大きく影響いたします。接続ができない場合は「Webex Meetings Suite システム要件」を<https://help.webex.com/ja-jp/lnk/3xmp/Webex-Meetings-Suite-System-Requirements>にて確認をお願いいたします。

<本館特約の本取り扱いについて>
ご記入いただいた内容は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(親会社)・保険会社(代理店)・損害保険各々の各々からの各種商品・サービスのご案内及び各種保険種別・保険内容ご説明させていただきますのでご了承ください。

※ Webex EventはCisco社が提供する世界で利用されているWebイベント用システムです。パソコンやタブレットで参加の方はアプリのダウンロードをぜひご覧いただけます。また、参加者の顔や名前は非公開のオンラインイベントで安心して参加いただけます。

弊社記入欄

支店・課支社	岐阜支店	課支社コード	RJJKW	営業担当名	
代理店・役員		代理店コード		真野	
備考					

MS&AD あいおいニッセイ同和損保

職場で万が一 新型コロナが発生したら？ 備えは万全？

あいおいニッセイ同和損保
MS&AD INSURANCE GROUP

令和3年4月以降保険始期用



従業員が新型コロナウイルスに感染



従業員へ
補償できるか
不安



労災認定

感染経路が特定され、
業務中に罹患と
認定された場合

労災認定
されず

感染経路が不明として、
業務中に罹患したと
認定されなかった場合

当社のタフビズ業務災害補償保険では
「労災認定身体障害追加補償特約」
がセットされていれば補償対象です。

ご加入している
「上乗せ労災保険」では
補償対象外の可能性があります。

問題点①

感染経路が不明な場合でも従業員から
「安全配慮義務違反」として訴訟されるリ
スクは排除できません。まずは従業員と
のトラブルを回避することが必要です。



問題点②

新型コロナウイルス感染症が発生した事業所では、**再発
防止のために、より厳しい感染防止策**が求められます。
仮に他の従業員への2次感染があった場合、企業側が
安全配慮義務違反を問われるリスクは高まります。

従業員とのトラブル防止に

業務中・業務外にかかわらず、新型コロナウイルス感染症
に感染した従業員に対してスピーディーに補償可能な特約
をおすすめします！

特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約

事業所の感染防止対策に

新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、**事業継続、
感染拡大防止のために事業者が負担する費用**を補償する
特約をおすすめします！

特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約

詳しくは裏面をご覧ください。

業務中・業務外にかかわらず、新型コロナウイルス感染症リスクを補償する

従業員への補償 特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約
企業への補償 特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約 をおすすめします！



補償拡大

2021年4月の商品改定により、特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金
および通院補償保険金」補償特約の補償範囲が拡大しました。

特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約

従業員が新型コロナウイルス感染症等の特定感染症・指定感染症に罹患、保険期間中に発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に以下の状態となった場合に事業主から従業員へ支払う補償金について補償します。

①後遺障害が生じた場合 ②入院した場合 ③通院した場合
この特約をセットすることで、労災認定がなかった場合でも、また労災認定を待たずに、スピーディーに保険金をお支払いできます。

	2021年3月31日始期契約まで	2021年4月1日以降始期契約
補償条件	感染は業務中のみ(発病は業務外でも可)	感染・発病ともに業務中・業務外問わず
「通院」の定義	現実に病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けること	現実に病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けること(オンライン診療による診療を含む)

⚠ 業務外の感染まで補償を拡大するためには「フルタイム補償特約」のセットが必要でしたが、2021年4月以降は不要になります。

NEW!

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、従業員等^①が特定感染症を発病した場合に事業継続、感染拡大防止のために事業者が負担する費用を補償する特約を新設しました。

特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約

例えばこんな時の費用に…

従業員が新型コロナウイルス感染症を発病したため、その従業員が業務を行っていた事務所の消毒費用および他の従業員の在宅勤務に必要なノートパソコンやタブレットの通信費用を事業者が負担した。



対象費用	①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用 ②特定感染症を発病した補償対象者が業務を行っていた事業場の消毒費用等の復旧費用 ③特定感染症を発病した補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用 ④特定感染症を発病した補償対象者の業務を代替する労務を得るために要した上記③以外の費用 ※残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金、外注費、代替者の職場環境整備のために要した各種備品代等をい、代替者の給与は含まれません。 ⑤特定感染症を発病した補償対象者と同一の事業場における他の補償対象者について、事業場以外の場所で事業を継続するために記名被保険者が貸与または支給する携帯型通信機器およびノートパソコン・タブレット端末の通信費用 ※特定感染症の発病の日より前からこれらの携帯型通信機器およびノートパソコン・タブレット端末を使用していた場合は、その通信費用は含まれません。
支払限度額	一連の発病につき、事業者費用補償(ワイド・実損型)特約の支払限度額または100万円のいずれか低い額を限度とします。
免責金額	なし

(注)本特約の補償対象者は、会社の構成員(役員および使用人)となります。

⚠ 本特約は、「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」に自動セットされます。(本特約単独では、ご加入いただけません)

- このチラシは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフビズ業務災害補償保険(ネット版)」および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。
- 「タフビズ業務災害補償保険」は「業務災害補償保険」のペットネームです。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の徴収・保険料徴収の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

※ご情報・お申込み

MS&AD INSURANCE GROUP

T150-0488 meishin@msad.co.jp/1-03-1
TEL:03-6444-0101 (C/CARD)
http://www.aioinsaydvn.co.jp/

(201201) (2020年12月承認) GB20CD10731 (33-643) [A33]

ご清聴ありがとうございました。

アンケートにご協力ください。



MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険株式会社